

公立学校の生徒の表現の自由と「親代わり」 (*in loco parentis*) の法理

—Mahanoy Area School District v. B.L., 594 U.S. _ (2021) を素材として—

井 上 幸 希

はじめに

第一章 Mahanoy Area School District v. B.L.

一 事実の概要

二 判決要旨

第二章 公立学校における生徒の表現の自由と合衆国憲法修正 1 条

一 公立学校における生徒の表現の自由をめぐる連邦最高裁判決

(1) *Tinker v. Des Moines Independent Community School District*

(2) *Bethel School District No.403 v. Fraser*

(3) *Hazelwood School Dist. v. Kuhlmeier*

(4) *Morse v. Fredrick*

二 Mahanoy 判決の評価と先例との関係について

(1) 校内における言論か否かについて

(2) 生徒の合衆国憲法修正 1 条の権利は成人と同程度保障されるのか否かについて

(3) 生徒の言論を規制する根拠について

三 「親代わり」(*in loco parentis*) の法理について

おわりに

はじめに

公立学校の生徒の表現の自由をめぐる連邦最高裁判決において、1969 年の *Tinker* 判決⁽¹⁾ が生徒の校内における言論を保護する判断を下したのを最後に、

(1) *Tinker v. Des Moines Independent Community School District*, 393 U.S. 503 (1969). この事例では、ベトナム戦争の反対および休戦を支持することを表明するため黒い腕章をつけて学校に登校した生徒たちに対して、学校が停学処分を下したことが彼らの表現の自由の侵害に当たるのが争われた。*Tinker* 判決については、第二章において後述している。

連邦最高裁は長らく、学校の規制権限を広範に認め、生徒の表現の自由を制限する判決を下してきた。そのような状況の中で、これまで連邦最高裁において判断されたことのなかった、インターネット上の生徒の表現の自由の合憲性について連邦最高裁は審理することとなった。本稿では、まず第一章において、インターネット上の生徒の表現の自由の合憲性が争われた Mahanoy 判決⁽²⁾を概観し、第二章においては、同判決以前の公立学校における生徒の表現の自由をめぐる主要な連邦最高裁判決を確認した上で、Mahanoy 判決とこれらの先例との関係について検討を行う。そして、第三章では、同判決において、法廷意見ならびに同意意見を執筆した Alito 裁判官、さらに反対意見を執筆した Thomas 裁判官が適用した「親代わり」(in loco parentis)の法理について考察を行う。

第一章 Mahanoy Area School District v. B.L.

一 事実の概要

B.L. は、ペンシルベニア州マハノイ・シティの公立学校、マハノイ・エリア・ハイスクールの生徒であった。1年生の終わりに、B.L. はチアリーディングの学校代表チームに入ることに、学校外のソフトボールチームの右翼手にな

(2) Mahanoy Area School District v. B.L., 594 U.S. __ (2021). 本判決の評釈として、福岡久美子「Mahanoy Area School District v. B.L., 594 U.S., 141 S.Ct. 2038 (2021) —公立学校が生徒の校外における SNS 投稿を理由に下した処分が、合衆国憲法第 1 修正に違反すると判断された事例」日米法学会刊『アメリカ法』[2022-1] (2022) 123 頁、大林啓吾「生徒が学校外で SNS を使って学校や部活を冒涇する投稿をしたことに對し、学校が 1 年間部活動を停止する処分を行うことは表現の自由を侵害するとされた事例：マハノイ判決」判例時報 2494 号 (2021 年) 104 頁などを参照。また、本判決を含めて、生徒の表現の自由をめぐる判例について論じたものとして、宮原均「生徒の表現の自由とインターネットを中心とする校外言論の規制—アメリカにおける判例法理の傾向」東洋法学 65 巻 2 号 (2021 年) 1 頁、ローラーミカ「公立学校生徒の言論の自由をめぐるアメリカ連邦最高裁判決—学校の規制権限と修正第 1 条」国立国会図書館 851 号 (2021 年) 1 頁などがある。

ることを希望していたが、チアリーディング・チームのコーチから、二軍のチアリーディング・チームに入ることを提案された。その後、週末に地元のコンビニエンスストアを訪れた B.L. は、スマートフォンを使って、一定時間が経過すると消えてしまう写真や動画を投稿できるソーシャルメディアアプリ「Snapchat」に 2 枚の写真を投稿した。B.L. が投稿した画像のうち 1 枚は、B.L. と友人が中指を立てているもので、「Fuck school fuck softball fuck cheer fuck everything」というキャプションが添えられていた。このメッセージは、24 時間、約 250 人の Snapchat 上の友人のみ閲覧可能であり、B.L. の Snapchat を見た学校の友人のうちの少なくとも一人が、B.L. の投稿を写真に撮り、チアリーディング・チームの他のメンバーと画像を共有したことを契機に画像が拡散していった。これらの投稿を知った学校関係者は、B.L. に対し、次年度の二軍のチアリーディング・チームでの活動を停止させる処分を下した。そこで、B.L. は両親とともに、連邦地方裁判所に訴えを提起した。

同裁判所は、一時的な差し止め命令と、B.L. をチアリーディング・チームに復帰させるようマハノイ・エリア・ハイスクールに命じる仮処分を認めた上で、B.L. に対する処罰は合衆国憲法修正 1 条に違反すると判示するとともに、B.L. 側が主張していた名目的損害賠償と弁護士費用の請求を認め、さらに、マハノイ・エリア・ハイスクール側に彼女の懲戒記録を削除するよう命じた⁽³⁾。これに対し、マハノイ・エリア・ハイスクール側は控訴したが、第 3 巡回区連邦控訴裁⁽⁴⁾ は、連邦地裁を支持したため、公立学校の職員が、学校の業務や規律を著しくかつ実質的に乱すような言動を規制できるとする Tinker 判決の基準が、校外で行われる生徒の言動にも適用されるか否かを判断することを連邦最高裁に求め、マハノイ・エリア・ハイスクール側が同裁判所に上告したのが本件である。

(3) B.L. v. Mahanoy Area School District, 376 F. Supp. 3d 429 (M.D.Pa.2019).

(4) B.L. v. Mahanoy Area School District, 964 F.3d 170 (3d Cir. 2020).

二 判決要旨

[Breyer 裁判官の法廷意見 (Roberts 長官、Alito、Sotomayor、Kagan、Gorsuch、Kavanaugh、Barrett 各裁判官が同調)]

学校環境の特質の一つとして、連邦最高裁は、学校が時に親の立場 (*in loco parentis*) に立つという事実を強調してきた。第3巡回区連邦控訴裁とは異なり、当裁判所は学校が生徒の言論を規制することができるという学校環境の特殊性が、校外で行われる言論を規制する際に常に考慮されないということはないと考える。学校側の規制の利益は、校外の状況においても重要である。学校の規制を必要とする校外での行動として、たとえば特定の個人を対象とした深刻ないじめや嫌がらせ、教師や他の生徒を狙った脅迫、授業や論文執筆、コンピュータの使用、その他のインターネットを用いた学校活動への参加があげられる。しかし、第3巡回区連邦控訴裁が示したように、校内言論か否かを区別するということは、校内における生徒の言論は合衆国憲法修正1条によって保障されると判示した *Tinker* 判決の基準が、校外における生徒の言論には適用されないということの意味する。特にコンピュータを使った学習を考えると、学校に関連する多くの校外活動のうち、どれが合衆国憲法修正1条によって保護されないのかを正確に判断するのは困難である。また、校外における生徒の言論が合衆国憲法修正1条によって保護されるか否かということが、生徒の年齢、学校の校外活動の性質、学校自体への影響によってどのように変化しうるかも、現時点では不明である。したがって、当裁判所は何が校外での言論に該当するのか、また、校外での言論に対して合衆国憲法修正1条による保護がどの範囲まで及ぶのかについて明らかにしない。

ただ、校外での言論を規制しようとする学校の努力と、校内での言論を規制しようとするそれとを区別する、校外での言論の三つの特徴をあげることは可能である。第一に、学校は校外での言論活動に関連して、ほとんど親代

わりにはならない。「親代わり」の法理は、実の親が生徒を保護、指導、懲戒できない状況下で、学校管理者を生徒の親の代わりとするものであり、校外での発言は通常、学校関係者ではなく親の責任の範囲に入る。第二に、生徒の立場からすると、校外での言論規制は、校内での言論規制と組み合わせられると、生徒が1日24時間の間に発するすべての言論を含む規制となる。つまり、学校側が校外の言論を規制しようとすることに對して、裁判所はより懐疑的にならざるを得ない。なぜなら、そうすることによって、生徒はその種の言論を全く行えなくなる可能性があるからである。学校外、または学校のプログラムや活動で行われる政治的、宗教的な言論に関しては、学校側は介入を正当化するために重い立証責任を強いられることになる。第三に、学校は生徒の不人気な (an unpopular) 表現を保護するという利益を有しており、特にその表現が校外で行われる場合はなおさらである。アメリカの公立学校は、民主主義を育む場であり、民主主義は「思想の市場」を保護することによってのみ機能する。この保護には、不人気な考えの保護をも含むものでなければならない。

校外の言論の多くに見られるこれら三つの特徴を考慮すると、合衆国憲法修正1条が学校に認める権限は縮減する。これらの特徴が、いつ、どこで、どのように、決定的な差異を生じさせるのかについては今後の判決に委ねたい。しかしながら、本件は一つの例を提供するものである。まず、B.L.の言論は下品であるものの、その内容はチームのコーチや学校に対する批判であった。この批判は、合衆国憲法修正1条の保護から外れるものではない。また、B.L.の言論は、下品な表現ではあるが、合衆国憲法修正1条によって保護されない、けんか言葉およびわいせつな言葉ではなかった。そして、B.L.の投稿は、学校の授業時間外に、校外の場所から行われた。彼女は投稿の中で学校を特定したり、下品な言葉や人を罵倒する言葉で学校関係者を標的にしていなかった。加えて、B.L.は個人の携帯電話を通して、Snapchatの友人の私的なサークルからなる聴衆に写真を送信した。以上のような彼女の言論の

特徴は、学校自体に当該言論が伝わる危険性があるものの、彼女の発言を罰することに対する学校側の利益を減少させるものである。

しかし、主として、生徒が学校側のチームやそのコーチを批判するために下品な言葉を使うことを禁ずる学校の利益についてはどう考えるべきか。この点につき、三つに分けて考えることができる。まず、マナーを教えるという学校側の利益を考慮し、その結果、学校コミュニティの一部を狙った下品な言葉の使用を罰するというを検討すると、B.L.のSnapchatへの投稿は校外で行われたものであり、加えて、B.L.の両親がB.L.の校外での行動を管理することを学校関係者に委任していたとは考えられない。そして、B.L.の投稿における下品な表現は、学校やチアリーディング界に対するB.L.の苛立ちや批判を表現したものであることに加えて、学校側は、生徒が教室の外で下品な言葉を使うことを防ぐための努力をしたという証拠を提示していない。これらの事実を総合すると、マナーを教えるという学校側の利益は、表現の自由というB.L.が有する利益よりも上回るものとはいえない。第二に、学校側は、教室内でなくとも、学校主催の課外活動の範囲内で混乱を防ごうとしたと主張している。しかし、学校側の行動を正当化するような、学校活動の「実質的な混乱」や他人の権利への危害の脅威を示す証拠を学校側は提示できていない。Tinker判決が判示したように、「国家が、特定の意見表明の禁止を正当化するには、その行為が、不人気な視点に常に付きまとう不快感や不愉快さを避けたいという単なる欲求以上の何かによって引き起こされたことを示さなければならない」のである。本件において学校側が主張している妨害は、このTinker判決において示された厳しい基準を満たすものではない。第三に、学校側は、チームのモラルに対する懸念を示す証拠をいくつか提示した。しかし、チームの結束を維持するための学校の努力に大きな支障をきたすほど、チームのモラルが著しく低下していることを示す証拠は、ほとんど提示されていない。

結論として、我々は、第3巡回区控訴裁の理由づけには賛同しないが、先

述した理由により、学校が B.L. の合衆国憲法修正 1 条の権利を侵害したということには同意する。したがって、我々は第 3 巡回区連邦控訴裁の判決を支持する。

[Alito 裁判官の同意意見 (Gorsuch 裁判官が同調)]

生徒の言論規制に関する我々の判例はすべて、校内での言論、または校内での言論に相当する言論を扱ったものである。そして、これらの事例において、連邦最高裁は「学校環境の特殊性」が特別な規則を正当化することを当然と考えているようである。なぜ裁判所がこのようなことを当然のこととしたのかは想像に難くない。教師や管理者が学校内での言動を規制する権限を持たなければ、学校は効果的に運営できないため、連邦最高裁はこの権限の根拠を明示したり、校内での生徒の言動に適用される特別な規則が、表現の自由に関する判例法より広い枠組みの中でどのように適合するかを説明したりする必要がないと考えたのであろう。しかし、生徒が校内におらず、学校のプログラムに参加していないときの発言や書き込みを学校が規制する場合、学校側は、なぜ公立学校への入学が生徒の表現の自由を奪うことになるのかという問いに答えなければならない。この問いに対する妥当な答えは、明示的または黙示的な同意 (consent) であろう。それはつまり、子どもを公立学校に入学させることで、両親は子どもに代わって、子どもの表現の自由の一部を放棄することに同意しているということを意味する。では、子どもを公立学校に入学させる際、親はどの程度の言論規制の権限を暗黙のうちに委譲しているのか。この点については、保護者は、学校が州から命じられた教育的使命を果たすために行使しなければならない権限と、保護者が明示的または黙示的に同意したその他の機能を放棄していると理解しなければならない。

しかし、公立学校による生徒の校外での言論規制は、それとは別の問題である。生徒を公立学校に入学させるという決定は、校外での生徒の言動を規

制する権限を学校に与えると考えられるが、公立学校に入学すれば、生徒の言動に対する親の権限が公立学校に完全に委ねられるとみなすことはできない。我々の社会では、子を育て、教育し、人格を形成する第一の権限と義務は、国ではなく親にあるのである。

公立学校への入学が、校外での言論に対する権限の委譲とみなせるか否かは、言論の性質と言論が行われる状況によって異なる。一方で、公立学校の規制権限を超えている言論カテゴリーがあり、これは学校、学校管理者、教師、生徒同士に明示的かつ具体的に向けられたものではなく、政治、宗教、社会関係などの敏感なテーマを含む公共の関心事を取り上げた生徒の言論である。このような問題に関する言論は、合衆国憲法修正1条の保護の中心にあるといえる。仮に学校がこのような言論を規制しようとする場合、学校側が指摘しうるのは、重要な問題に関する校外での攻撃的な言論が、生徒の間で論争や反抗を引き起こし、校内での指導や秩序を乱す可能性があるということくらいであろう。しかし、言論が不快または同意しがたい考えを表明しているというだけで、言論を規制することはできないというのが基本原則である。これは、公共の関心事に関する生徒の校外での言論が控えめで粗野なものであっても同様である。生徒は他のすべての一般市民と同様に政府の規制に対する合衆国憲法修正1条の保護を享受することができるのであり、これまで連邦最高裁は、下品で攻撃的な言葉にも合衆国憲法修正1条の保護が及ぶと判断している。本件において問題となった言論は、学校と課外活動に対する批判が含まれているに過ぎない。学校やそのプログラムの一つを貶める言論は、特定の個人を批判したり軽蔑したりする言論とは異なるのである。

本日の判決が何らかの教訓を与えるとするならば、それは、多くの種類の校外での生徒の言論に対する規制は、合衆国憲法修正1条に違反する可能性があるため、学校側は校外での生徒の言論を規制する場合、慎重になるべきであるということである。

[Thomas 裁判官の反対意見]

多数意見は学校の権限の範囲を論じており、これについては私も同意する。しかし、多数意見は、学校が親の代わりに行動するとき、どのような権限を有しているのか、校外での言動に対する学校の権限はどの程度縮減するのか、また、裁判所は言論が校内でなされたものか、校外でなされたものかをどのように判断するのか、という重要な問題を無視し、曖昧な考察を行い結論を導いている。これらの問題をより詳細に検討すれば、学校は歴史的に、今回提示されたような状況下で生徒に懲戒処分を下してきたと理解することができるため、私は反対意見を述べる。

多数意見は関連する歴史を完全に無視している。合衆国憲法修正 14 条批准時の判例や専門書は、公立学校が生徒を懲戒する実質的な権限を保持していたことを明らかにしている。また、生徒が帰宅した後、学校の権限は縮減するが、校外での言動が学校の環境を害する直接的かつ差し迫ったもの (a direct and immediate tendency) である場合、学校は生徒を懲戒できることはよく知られている。本件において、B.L. の言論が校外で行われたと仮定すると、B.L. の言論の目的と効果は、他の生徒の前で学校のプログラムとチアリーダークのスタッフを貶めることであった。したがって、彼女の言論には、チアリーダークのコーチの権限を損なわせる直接的かつ差し迫った傾向があり、それゆえ、コーチは B.L. を懲戒する権限を有していたといえる。

一方で、連邦最高裁は、長年にわたり、「親代わり」(in loco parentis) の理論について真剣に検討してこなかった。合衆国憲法修正 14 条は、公的資金で運営される学校が通常の家主体としてではなく、親の代理として委任されて運営されるという法的原則を背景にして批准された。しかし、連邦最高裁は、Tinker 判決において、「親代わり」の理論に言及することなく、生徒が校内において表現の自由を有することは「ほぼ 50 年間、この法廷の紛れもない判例であった」と宣言した。一方、本判決における多数意見は、少なくとも、生徒が校内で発言する場合、学校が親代わりとして行動することは認めてい

るが、多数意見は、この原則の歴史的成立過程、この原則が校外での発言に適用されるか否か、また、裁判所がなぜこの原則を放棄したのかについては言及していない。

Tinker 判決において、裁判所が十分に審理しなかったこと(校外言論にも Tinker 判決が適用されるのか否か)が、この事件を不必要に難しくしている。本件は、ある場所でなされた言論が、他のあらゆる場所で受け取られうるという、近年の技術的進歩によって顕在化した問題を含んでいる。まず、第一に、先例は、生徒が課外活動に参加する場合、学校による校外での言論に対する権限はより大きくなる可能性があることを示唆している。つまり、B.L. のように課外活動に積極的に参加している学生は、参加することによって、そのプログラムに害を与える可能性が高いということである。第二に、ソーシャルメディアを通じて行われた校外での言論は、校内で受け取られる可能性があるため、校外における対面での会話よりも、学校環境に害を及ぼす近接的傾向(*proximate tendency*)が強くなることが多いにもかかわらず、多数意見は、ソーシャルメディアを通じて言論を発信する学生を懲戒する学校側の権限が、増加するの否かを検討していない。第三に、それに関連して、ソーシャルメディアを通じてなされた言論であれば、学校はそれが校外から発せられたものであっても、校内として扱うことができる場合があるにもかかわらず、多数意見は、B.L. の言論が実際には校外で行われたという仮定を無批判に採用している。

よって、本判決において、B.L. の言論を校外での言論として扱うことには意味がある。B.L. の言論が校内で受け取られたという証拠はほとんどなく、実際、チアリーディング・チームのコーチは、B.L. の言論を閲覧していない。しかし、多数意見はこの点について何も言及していない。多数意見は、言論が校外で行われる場合には、生徒の言論を規制する学校側の権限は縮減すると判示したが、この判決は先例から逸脱したものであるため、連邦最高裁は将来、本件のような事例について再度考察することになるだろう。

第二章 公立学校における生徒の表現の自由と合衆国憲法修正 1 条

一 公立学校における生徒の表現の自由をめぐる連邦最高裁判決

公立学校における生徒の表現の自由について、これまで連邦最高裁は多くの判決を下しており、特に公立学校における生徒の表現規制がどこまで許容されるのかという点については、本判決も含めて議論されてきた。そこで、以下においては、本判決以前の公立学校における生徒の表現の自由をめぐる主要な連邦最高裁判決を概観したい。

(1) *Tinker v. Des Moines Independent Community School District*

Tinker 判決は、公立高校の生徒である *Tinker* ほか二名が、ベトナム戦争の反対および休戦を支持することを表明するため黒い腕章をつけて学校に登校したところ、この計画を事前に知っていた当該高校の校長が、腕章なしで登校するまで *Tinker* たちを停学処分にしたことが彼らの表現の自由の侵害に当たるとして争われた事件である。

同判決において法廷意見を執筆した *Fortas* 裁判官は、「学校のような特別な状況において適用される合衆国憲法修正 1 条の権利は、教師や生徒にとって有効なものであるため、教師や生徒が学校内において、表現の自由という憲法上の権利を脱ぎ捨ててから校門をくぐる者はほとんどいないだろう」と述べた上で、「公立学校の校長や職員が、学校内において、ある特定の言論を禁じることを正当化するためには、その表現行為が単に不快であるという理由では認められず、また、それ以外の理由において表現行為を規制する場合においても、当該表現行為を規制する側がその規制理由の正当性を立証しなければならない」とした⁽⁵⁾。そして、同裁判官は、「公立学校の校長は生徒に対して絶対的な権限を有しておらず、子どもは学校の内外において、憲法上の権利を有する『人』であり、子どもは政府が尊重しなければならない基本的

(5) *Tinker*, 393 U.S. at 505-9.

な権利を有する」と説き、公立学校の生徒にも表現の自由の保護が与えられているということを明示した⁽⁶⁾。その一方で、同裁判官は、この権利は学校環境の特殊性に照らして適用されるものであるとともに、学校が校内における生徒の言論を規制することができるのは、当該言論が学校活動に実質的な混乱(substantial disruption)をもたらす場合に限られると判示した⁽⁷⁾。

(2) Bethel School District No.403 v. Fraser⁽⁸⁾

Bethel 高校主催の自治に関する教育プログラムの一環として授業時間中に行われた、約 600 人の生徒(その多くが 14 歳)が参加した生徒総会において、同校の生徒である Fraser が生徒会役員の候補者を推薦する選挙演説を行った。その演説の内容は、精巧で、生々しく、露骨な性的比喩を用いたものであったため、演説中に大声で叫ぶ生徒もいれば、演説で言及された性的行為を真似る生徒もあり、また、困惑し恥ずかしそうにしている生徒もいた。この演説を行う前に、彼は二名の教師から、この演説内容は不適切であり行うべきではないと指摘されていたが、それにもかかわらず彼は上記の内容の演説を行ったため、生徒総会の翌日、副校長が彼を呼び出した。そして、副校長は、彼の演説が「教育課程を実質的に妨害する行為を禁止する」という学校の規則に違反している可能性を指摘し、彼に対して自身の行為について説明する機会を与えたが、彼自身が意図的に性的な表現を用いて演説を行ったことを認めたことから、学校側は彼に対して 3 日間の停学処分を下した。そこで、この処分について、当該生徒が教育委員会を相手どり、同処分は合衆国憲法修正 1 条の権利を侵害するとして訴訟を提起したのが本件である。

法廷意見を執筆した Burger 長官は、公立学校の生徒も憲法上の権利を享有するが、他方で、その保障の程度は、他の環境における成人の権利と当然に

(6) *Id.*, at 511.

(7) *Id.*, at 513-14.

(8) 478 U.S. 675 (1986).

同じではないと述べた⁽⁹⁾。そして、公教育の目的は「民主的政治システムの維持に必要な基本的価値の習得」であることから、学校は「学校が主催する活動中」の政治的でないコンテキストでの、低俗 (vulgar) で不快な (offensive) 言葉の使用を禁止することができると同長官は説示した。さらに同長官は、本件と *Tinker* 判決とを区別し、本件は学校集会における低俗で不快な言葉の使用が問題となっており、当該言論は非政治的なものといえることから、校内においてこのような言葉の使用を禁ずることは、公立学校の教育機能として極めて適切であると説示した上で、本件における停学処分が *Fraser* の合衆国憲法修正 1 条の権利を侵害するものではないと判示した⁽¹⁰⁾。

(3) *Hazelwood School Dist. v. Kuhlmeier*⁽¹¹⁾

この事件は、学校新聞のスタッフであった元高校生が、ある号の学校新聞から生徒の妊娠経験についての記事と離婚が学校の生徒に与える影響についての記事を含む 2 ページが削除されたことが、彼らの合衆国憲法修正 1 条の権利を侵害するとして、学校区及び学校関係者に対して訴えを提起したものである。問題となった新聞は、学校のカリキュラムの一環として、ジャーナリズムのクラスが執筆・編集したもので、学校の慣例に従って、新聞を担当する教師が校長に校正刷りを提出していた。校長は妊娠の記事については実名は出ていないが、本文から妊娠した生徒が特定される恐れがあり、性的活動や避妊について言及している記事が一部の生徒には不適切だと考えて、同記事の掲載について反対した。また、離婚の記事についても、父親の行為に不満を持つ生徒の実名が記されていたため、校長はその生徒の両親に当該記事に対して回答する機会あるいは当該記事の掲載に同意する機会が与えられるべきであると考え、生徒らに掲載を差し控えるように指示した。

(9) *Id.*, at 682.

(10) *Ibid.*

(11) 484 U.S. 260 (1988).

法廷意見を執筆した White 裁判官は、Tinker 判決および Fraser 判決を引用し、公立学校における生徒の合衆国憲法修正 1 条の権利は、他の環境における成人の権利と同義ではなく、「学校という環境の特殊性」に照らして規制される必要があると説くとともに、たとえ政府が校外で取り締まることのできない言論であったとしても、それがその基本的な教育方針に矛盾する言論であれば、学校は、その生徒の言論を規制することができる⁽¹²⁾と判示した。また、同裁判官は、当該学校新聞はパブリック・フォーラムと特徴づけることはできないと述べる。つまり、学校施設が公共の場とみなされるのは、学校当局が政策または慣行によって、その施設を一般市民、または学生団体のような一部の市民が無差別に使用できるように開放している場合に限られるのであり、施設がコミュニケーションやその他の目的のために確保されている場合、パブリック・フォーラムは形成されておらず、学校は生徒、教師、および学校コミュニティの他のメンバーの言論を規制することができるというのである。しかし、本件においては、新聞の作成が教育カリキュラムの一環であり、教師がほぼすべての側面について管理する通常の教育活動と異なる点はないことから、同裁判官は、学校関係者が合理的な方法で新聞の内容を規制する権限を有しているといえると説示するのである。さらに、White 裁判官は、Tinker 判決において問題となった「校内における生徒の個人的な言論」と、本件のような「学校の後援のもとでなされる生徒の言論」とを区別するとともに、Tinker 判決で明示された基準は後者の表現には適用されないと述べた。そして、教育者は、生徒の行為が正当な教育的関心に合理的に関連している限り、学校が後援する表現活動において、生徒の言論の様式と内容を規制したとしても生徒の合衆国憲法修正 1 条の権利を侵害しない、と同裁判官は判示した。

(12) *Id.* at 266-73.

(4) *Morse v. Frederick*⁽¹³⁾

2002 年 1 月 24 日、ソルトレイクシティでの冬季大会に向かう聖火リレーが、アラスカ州ジュノーにあるジュノー・ダグラス高校の前の通りを通過することになっていた。校長の Deborah Morse は、学校公認の社会的行事またはクラス旅行として職員および生徒が聖火リレーを見学することを許可した。同校の生徒である Joseph Frederick は、友人たちと学校の向かい側でイベントを見物していた。聖火ランナーとカメラクルーが高校の前を通り過ぎる際、Frederick と彼の友人たちは「BONG HiTS4 JESUS」と書かれた 14 フィートの横断幕を広げた。この横断幕は、通りの反対側にいる生徒たちにも容易に読み取れるものであった。この横断幕を見た校長は、横断幕が違法薬物の使用を助長するものであるとみなし、学校行事においてこのようなメッセージを禁止する教育委員会の方針に従い、生徒たちに横断幕を降ろすように指示したが、Frederick がこれを拒否したため、校長は彼を 10 日間の停学処分にした。これに対し、Frederick は教育委員会および校長を相手取り、当該処分が合衆国憲法修正 1 条に違反するものであるとして、合衆国法典 42 編 1983 条⁽¹⁴⁾に基づいて訴訟を提起した。

法廷意見を執筆した Robert 長官は、まず、問題となったイベントは、通常の授業時間内に行われ、学校公認の社会的行事であるとともに、教師たちが

(13) 551 U.S. 393 (2007). *Morse* 判決の評釈として、中川律「最近の判例 *Morse v. Frederick*, U.S., 127 S.Ct. 2618 (2007) 一高校の校外行事で生徒が "BONG HITS 4 JESUS" と書かれた幕を掲げるのを見て、校長が違法薬物使用の唱導だと考え降ろすように命じたが従わなかった生徒の停学処分は、第 1 修正の言論の自由条項に反しない」日米法学会刊『アメリカ法』[2008-1] (2008 年) 116 頁、青野篤「違法薬物使用の唱道と生徒の言論の自由：アメリカ合衆国連邦最高裁判：Morse v. Frederick, 551 U.S. 393 (2007)」大分大学経済論集 61 巻 5 号 (2010 年) 79 頁、田中佑佳「アメリカ公立学校における生徒の表現の自由 (一)・(二)・(完)」阪大法学 62 巻 6 号 (2013 年) 179 頁、同 63 巻 1 号 (2014 年) 105 頁などがある。

(14) 42 U.S.C. § 1983.

生徒を監督していたことから、当該言論は校内でなされた言論であると述べる⁽¹⁵⁾。そして、Frederickは横断幕を学校の方に向け、他の生徒からよく見えるようにしており、このような状況において、Frederickは自分が学校にいなかったと主張することはできないと、同長官は説く。続いて、同長官は、学校行事における生徒の言論が違法薬物の使用を助長するものと合理的に見なされる場合、校長は、合衆国憲法修正1条との整合性を保ちつつ、その言論を制限することができるかと説示する。さらに、同長官は、Fraser判決から二つの基本的原則が導き出されると述べる。同長官は、第一に、Fraser判決において、連邦最高裁は「公立学校の生徒の憲法上の権利は、他の環境における成人の権利と同一視されるものではない」ことを明示しており、仮にFraserが学校以外のパブリック・フォーラムで同じ表現をしたならば、彼の合衆国憲法修正1条の権利は保護されただろうが、学校内では、「学校という環境の特殊性」に照らし、彼の合衆国憲法修正1条の権利は制限されると論じた。続けて、同長官は、第二にFraser判決は実質的混乱の分析を行わなかったため、Tinker判決において示された分析方法が絶対的なものではないと論じた。また、同裁判官は、Fraser判決以降の事例において、「生徒は校門で憲法上の権利を脱ぎ捨てることはないのは確かであるが、その権利の性質は、学校内において子どもたちにふさわしいものであり⁽¹⁶⁾」、生徒による薬物使用を抑止することは、重要な、おそらく実際はやむにやまれぬ(compelling)利益であると説く。

加えて、Robert長官は、学校行事において学校管理者や教師がいる中で、違法な薬物使用を推奨する生徒の言論は、薬物乱用の危険から保護するために働く学校関係者にとって、特に難しい問題を提起していると述べるとともに、「学校という環境の特殊性」と「生徒の薬物乱用を阻止するという政府の

(15) *Id.* at 400-409.

(16) *Vernonia School Dist. 47J v. Acton*, 515 U.S.646, 655-56 (1995).

利益」は、学校がその乱用を助長すると合理的にみなしうる生徒の表現を制限することを許容するものであるため、当該停学処分は合衆国憲法修正 1 条に違反しないと判示した。

二 Mahanoy 判決の評価と先例との関係について

第一章において Mahanoy 判決を取り上げたが、同判決では前節において取り上げた 4 つの先例が引用されていた。以下において、同判決と先例との関係性について考察し、公立学校の生徒の表現の自由における問題点を明確にしたいと思う。

(1) 校内における言論か否かについて

問題となっている生徒の言論が、校内における言論か、校外における言論かを区別する基準は必要なのであろうか。この点につき、Mahanoy 判決において、法廷意見を執筆した Breyer 裁判官は、本判決以前の連邦最高裁判決において、学校が親の立場に立ち、生徒の言論を規制する権限を学校に与えてきたということについて言及した。そして、同裁判官は、このような学校環境の特殊性の一つが、「親代わり」の法理であると指摘した上で、このような学校環境の特殊性に基づき、校外で行われる生徒の言論に対しても学校は規制することができる場合があると判示した。ただ、同裁判官は、「特にコンピュータを使った学習を考えると、学校に関連する多くの校外活動のうち、どれが規制可能な言論なのかを正確に判断するのは困難であるとともに、校外における生徒の言論が合衆国憲法修正 1 条によって保護されるか否かということが、生徒の年齢、学校の校外活動の性質、学校自体への影響によって、どのように変化しうるか、現時点では不明確である」ことから、この点に関する合衆国憲法修正 1 条の保護の範囲を明らかにしないと説示した。その一方で、同裁判官は、学校が規制できる生徒の校外での言論として、深刻ないじめや嫌がらせ、教員や他の生徒に向けられた脅迫、授業、レポート作成、

コンピュータの使用、その他のオンラインでの学校活動への参加の規則違反などをあげた。

他方で、Mahanoy 判決以前の4つの判決における生徒の言論について整理すると、連邦最高裁は、いずれの事例においても、生徒の言論が校内でなされた言論に該当すると判断しているが、これら4つの判決のうち、明確に生徒の言論が校内言論と判断することができるのは Tinker 判決および Fraser 判決である。Tinker 判決では、校内におけるベトナム戦争の反対および休戦を支持することを表明するための腕章の着用、そして、Fraser 判決では生徒会役員の候補者を推薦する選挙演説での低俗で(vulgar)不快な言論が規制対象となった。他方で、Kuhlmeier 判決では、学校新聞の生徒の妊娠経験についての記事と離婚が学校の生徒に与える影響についての記事が問題となったが、この新聞が教育カリキュラムの一環として発行されていることから、連邦最高裁は、当該言論を校内における言論とみなしている。また、Morse 判決では、違法薬物の使用を助長する言論が問題となったが、当該横断幕の掲揚が通常の授業時間内に行われ、さらに、それは学校公認の社会的行事であるとともに、教師たちが生徒を監督していた状況下でなされたものであったことから、連邦最高裁は当該言論を校内における言論と判断した。このように整理すると、校内言論と明確に判別できるものもあれば、Morse 判決のように客観的にみれば校外でなされた言論であっても、通常の授業時間内に行われたという状況から校内でなされた言論とみなされるものもあった。そして、Mahanoy 判決においては、生徒の言論が授業時間外に校外でなされたものであったため、校外における言論とみされたが、この点について、反対意見を執筆した Thomas 裁判官が、近年の技術的な進歩により、ある場所でなされた言論を他のあらゆる場所で受領することが可能となった現在、校外でなされた言論を校内で受け取ることも可能であるといえ、これにより学校はそれが校外から発せられたものであっても、校内でなされた言論として扱うことも可能であると指摘し、法廷意見が、疑いもなく本件における B.L. の言

論を校外でなされた言論と判断していることを批判している。この点については、Morse 判決においても、公共の歩道、つまり校外でなされたものであったにもかかわらず、当該言論が授業中になされたものであることなどを理由に、生徒の言論が校内でなされた言論であると判断されていた⁽¹⁷⁾。Morse 判決ではインターネット上の生徒の言論規制が問題となったわけではないが、そのような事例において、当該言論が校内でなされた言論か否かの区別は困難である場合があるといえる。そして、Thomas 裁判官が指摘しているように、ソーシャルメディアの出現により、校内でなされた言論か否かの区別はより困難なものになってきているといえよう⁽¹⁸⁾。

(2) 生徒の合衆国憲法修正 1 条の権利は成人と同程度保障されるのか否かについて

まず、子どもが合衆国憲法修正 1 条の権利享有主体であるかという点については、Tinker 判決をはじめ、いずれの事例においても子どもが憲法上の権利を有するという点を連邦最高裁は認めている。しかし、一方で、Tinker 判決において法廷意見を執筆した Fortas 裁判官は、公立学校の生徒の憲法上の権利が学校の内外において保障されていると明示したものの、この権利は「学校環境の特殊性」に照らして制限されうる場合があり、そのような場合と

(17) Morse 判決における法廷意見に対しては、仮に当該言論の内容が薬物使用を批判するものであったならば、当該生徒は学校に罰せられていなかったといえ、当該言論の内容が薬物使用を助長するものであったために罰せられたといえるとの批判がなされている。Erwin Chemerinsky, *How Will Morse v. Frederick Be Applied?*, 12 LEWIS & CLARK L. REV. 17, 19 (2008).

(18) 第二章第一節において言及したように、Tinker 判決では校内の言論を対象としているが、校内言論か否かの区別が困難な状況において、Tinker 判決を校外の言論に単純に適用してしまうと、生徒の合衆国憲法修正 1 条の権利に重大かつ予測不可能な影響を与える可能性があるとの指摘がなされている。The Supreme Court 2020 Term: Leading Cases, 135 HARV. L. REV. 353, 360 (2021).

は、当該言論が学校活動に実質的な混乱をもたらす場合のみであると判示している。Tinker 判決以降の Fraser、Kuhlmeier、Morse 各判決においては、いずれの法廷意見も、子どもが合衆国憲法修正 1 条の権利享有主体であるという点については否定していないが、公立学校における生徒の憲法上の権利は、その他の場所における成人の権利と同程度に保障されるものではないと判示している。加えて、Kuhlmeier 判決および Morse 判決の法廷意見は、Tinker 判決と同様に、学校内では「学校環境の特殊性」に照らして生徒の合衆国憲法修正 1 条の権利は制限される場合があると判示している。同様に、Mahanoy 判決において、法廷意見を執筆した Breyer 裁判官は Tinker 判決を引用し、生徒にも合衆国憲法修正 1 条の権利が保障されていることを確認しつつも、校外でなされた生徒の言論であっても、学校環境の特殊性により規制される場合があると判示した。そして、同裁判官はこの「学校環境の特殊性」の一つが「親代わり」(*in loco parentis*)であると指摘している。また、生徒の合衆国憲法修正 1 条の権利について、同意意見を執筆した Alito 裁判官も、他のすべての一般市民と同様に、生徒は政府の規制に対する合衆国憲法修正 1 条の保護を享受することができる」と述べているが、Breyer 裁判官が言及した「親代わり」の法理は生徒の校外における言論にはほとんど適用されず、政治や宗教等、公的問題に関する生徒の言論は、合衆国憲法修正 1 条の保護の中心にあるといえるため、学校はこのような言論を規制することは許されないと指摘している。他方で、反対意見を執筆した Thomas 裁判官は、子どもは合衆国憲法修正 1 条の権利を有していないという見解のもと、これまでの連邦最高裁が判断してきたように「親代わり」の法理によって校内における言論だけでなく、校外における言論も学校は規制できるという見解を示している。

(3) 生徒の言論を規制する根拠について

連邦最高裁は、学校が生徒の言論を規制する根拠をどのように捉えているのだろうか。これは学校の規制権限がどこまで許容されるのかということ

あり、学校の権限が広範囲に及ぶことが許容されるならば、生徒の合衆国憲法修正 1 条の権利は縮減してしまうといえよう。この点については、先述した校内言論か校外言論かの区別の必要性の問題と合わせて考察する必要があるだろう。校内でなされた言論か否かを区別することは、生徒の合衆国憲法修正 1 条の権利との関係で重要な論点であるといえるが、Mahanoy 判決を含め、これまでの先例は、問題となっている生徒の言論が校内言論か否かを区別する基準を未だ提示できずにいる。インターネットの出現により、校内言論と校外言論の線引きが非常に困難であることは、Mahanoy 判決における法廷意見および反対意見が指摘しているところではあるが、校内言論か否かを区別する基準がなければ、裁判所は事例ごとに判断する必要に迫られるため、当然、生徒の合衆国憲法修正 1 条の権利が保障されない場合も生じるであろう。また、仮に校内言論か否かの区別を排除したならば、学校に広い規制権限を与えることになるため、生徒の言論が合衆国憲法修正 1 条によって保護された言論であったとしても、当該言論が規制される可能性があるといえるだろう⁽¹⁹⁾。合衆国憲法修正 1 条の権利は、憲法上の権利の中でも最も重要な権利の一つであるため、この権利を生徒に保障するためにも、Mahanoy 判決において、連邦最高裁は校内言論か否かを区別する基準を明確に示すべきであったという批判がある⁽²⁰⁾。

一方で、校内言論か否かの区別が、インターネット上の生徒の言論をめぐる事例には適用されるべきではないと主張する論者もある⁽²¹⁾。本節の (1) でも確認したように、Tinker 判決以降の主要判例において、連邦最高裁は校内言論と校外言論とを区別しようと試みているが、下級審の事例では、校内の言論を拡大解釈し、インターネット上の生徒の言論は、実質的にすべて校内の言論とみなされると判断した裁判所もあった⁽²²⁾。しかし、これでは生徒が

(19) James M. Patrick, *The Civility Police: The Rising Need to Balance Student's Rights to Off Campus Internet Speech Against the School's Compelling Interests*, 79 U. CIN. L. REV. 856, 885-87 (2011).

自宅でウェブサイトを作成し、学校でそのウェブサイトに数分間アクセスしただけでも、生徒の言論は校内でなされた言論とみなされることになりうる。インターネット上の生徒の言論規制の合憲性をめぐる事例において、先述したように下級審では一貫した判断がなされてこなかった。それゆえ、連邦最高裁として初めてインターネット上の生徒の言論規制の合憲性について判断するのではないかという期待から Mahanoy 判決は注目されていたといえよう。

三 「親代わり」(in loco parentis)の法理について

以上のように、問題となっている生徒の言論が、校内でなされたものか否かに関する議論は盛んに行われているが、その一方で、校内言論か否かの区別に焦点を当てるのではなく、別の方法で学校の規制権限を限定し、生徒の合衆国憲法修正1条の権利を保障しようとする試みが、Mahanoy 判決において同意意見を執筆した Alito 裁判官によってなされた⁽²³⁾。同裁判官は、学校が生徒の憲法上の権利を制限する根拠として「親代わり」の法理を用いて論

(20) Michelle Hunt, *Outside Tinker's Reach: An Examination of Mahanoy Area School District v. B.L. and its Implications*, 17 NW. J. L. & SOC. POL'Y. 145,169 (2022). この点、Mahanoy 判決の原審である第3巡回区連邦控訴裁判所は、Tinker 判決は、「学校環境の特殊性」に照らして例外を限定的に認めたものであるから、校外における生徒の言論には Tinker 判決は適用されないと述べるとともに、学校は原則として校外における生徒の言論を規制する権限を有しないと判示している。同様の事例において、連邦控訴裁の多くは、Tinker 判決における「実質的な混乱」の基準を用いて判断していたが、上記の第3巡回区連邦控訴裁は、これまでの同様の問題をめぐる連邦控訴裁とは異なる見解を示した。

(21) Sandy S. Li, *The Need for a New Uniform Standard: The Continued Threat to Internet-Related Student Speech*, 26 LOY. L. A. ENT. L. REV. 65, 92-93 (2005).

(22) *J.S. v. Bethlehem Area School District.*, 569 Pa. 638 (Pa. 2002). 同判決において同意意見を執筆した Zappala 裁判官は、「ウェブサイトがその発信者によって学校でアクセスされるという事実のみ依拠して、当該言論を校内言論とみなすのは不適切である」と批判している。Id. at 870 (Zappala, J., concurring).

(23) *The Supreme Court 2020 Term*, supra note 18, at 357-61.

じている。この「親代わり」の法理については、法廷意見を執筆した Breyer 裁判官および反対意見を執筆した Thomas 裁判官も言及している⁽²⁴⁾。特に、Thomas 裁判官は、Alito 裁判官と同様に、学校が生徒の憲法上の権利を制限する根拠として、この法理を用いているものの、両者は校外における生徒の言論規制について異なる結論を導き出している。

そもそも、この「親代わり」の法理とはどのような考え方なのか。この点に関しては、Thomas 裁判官が Morse 判決における自身の同意意見の中で詳細に説明している。同裁判官によれば、「親代わり」の法理とは、イギリスのコモン・ロー (common law) に根ざした考え方であり、もともと家庭教師および私立学校の法的権利と義務を規律するものであった⁽²⁵⁾。そして、この法理は、イギリスの法学者である Blackstone により、父親は「自身の親権の一部を子どもの家庭教師や学校の教師に委ねることができ、この場合、学校の教師は親権者となり、親権者の権限の一部を有することになる」と説明されている。続けて、Blackstone は、19 世紀初頭の公教育において、州裁判所が公立学校に対して「親代わり」の法理を適用することにより、学校と教師は懲戒に関してかなりの裁量権を持っていたことに加え、生徒の言論についても学校が規制することは判例により認められていたと指摘している。他方で、Thomas 裁判官は、公教育において、19 世紀と同じように子どもを扱うことは、今日ではほとんど支持されないだろうが、公立学校が生徒の言論の全てを容認すべきであるとするを、憲法上見出すことはできないと批判している。同裁判官は、Mahanoy 判決においても Morse 判決における自身の同意意見を

(24) 法廷意見は、本判決以前の連邦最高裁が学校が親の立場に立ち、生徒の言論を規制する権限を学校に与えてきたということについて言及するとともに、このような学校環境の特殊性の一つが、「親代わり」の法理であると指摘した上で、このような学校の特殊性に基づき、校外でなされた生徒の言論に対しても学校は規制することができる場合があると判示した。

(25) Morse, 551 U.S. at 413-16 (Thomas, J., concurring).

引用し、「親代わり」の法理を根拠として、校外における生徒の言論を学校が規制したとしても生徒の表現の自由を侵害しないと結論づけている。

他方で、Mahanoy 判決において Alito 裁判官も「親代わり」の法理を用いているが、同裁判官は、これまで「親代わり」の法理に基づく先例は、Blackstone の説く「親代わり」の法理を誤って解釈して判断を下していると指摘し、誤った「親代わり」の法理に基づく先例に依拠して判断するのではなく、本来の「親代わり」の法理の考え方にに基づき生徒の表現の自由の保障について検討すべきであると説いた⁽²⁶⁾。そして、同裁判官は、公立学校に入学すれば、生徒の言動に対する親の権限が公立学校に完全に委ねられるとみなすことはできないと述べた上で、我々の社会において、子を育て、教育し、人格を形成する第一の権限と義務は、国ではなく親にあるということを説示した。第二章第一節で概観した Tinker 判決以降の主要判例でも、Fraser 判決および Morse 判決において「親代わり」の法理が用いられていたが、たとえば、Fraser 判決において法廷意見は、この法理を根拠として、「学校は親代わり (*in loco parentis*) として、下品で、みだらな、あるいは性的に露骨な言論 (*indecent, lewd, or sexually explicit speech*) にさらされる子どもたちを保護しなければならない」と強調し、学校の処分は生徒の合衆国憲法修正 1 条の権利を侵害していないと判示した⁽²⁷⁾。これらの判決における「親代わり」の法理は、学校の権限が広範囲に及ぶことを根拠づける理論として用いられていたといえる。しかし、Alito 裁判官は「親代わり」の法理の本来の意味に依拠した上で、校外でなされた生徒の言論にまで学校の規制権限が及ぶことはほほないと述べ、学校が B.L. の合衆国憲法修正 1 条の権利を侵害していると判示したのである。

「親代わり」の法理が、生徒の表現の自由の合憲性をめぐる事例において用

(26) *The Supreme Court 2020 Term, supra* note 18, at 360-61.

(27) Fraser, 478 U.S. at 684.

いられる以前、連邦最高裁は、公立学校の生徒に対する体罰や生徒の人権を侵害するような身体検査を正当化するために「親代わり」の法理を用いており、このような連邦最高裁の同法理の適用の仕方には批判があった⁽²⁸⁾。しかし、Mahanoy 判決において、Alito 裁判官が、Blackstone の説く、本来の「親代わり」の法理に依拠することで、同法理が公立学校における生徒の憲法上の権利を促進するための手段となる可能性を示したとして、積極的に評価されている⁽²⁹⁾。

おわりに

Mahanoy 判決において、連邦最高裁は、インターネット上の生徒の表現の自由の合憲性について、生徒の言論が校内でなされたものか否かを区別する基準を提示することを回避した。しかし、Fraser 判決以降の生徒の表現の自由をめぐる主要な連邦最高裁判決とは異なり、Mahanoy 判決においては、生徒の表現の自由を重視する見解が示されていた。法廷意見は、アメリカの公立学校は、民主主義を育む場であり、さらに、民主主義は「思想の市場」を保護することによってのみ機能するのであるとともに、この保護には不人気な考えの保護をも含むものでなければならないと説示している。また、同判決において同意意見を執筆した Alito 裁判官も、「言論が不快または同意しがたい考えを表明しているというだけで、言論を規制することはできない⁽³⁰⁾」というのが基本原則であることを確認した上で、同裁判官は、生徒が他のすべての一般市民と同様に政府の規制に対する合衆国憲法修正 1 条の保護を享受することができるということを述べている⁽³¹⁾。公立学校の生徒の表現の自由について、生徒の言論が校内でなされたものか、校外でなされたものかを

(28) Susan Stuart, *In Loco Parentis in the Public Schools : Abused, Confused, and in Need of Change*, 78 U. CIN. L. REV. 969, 991 (2010).

(29) *The Supreme Court 2020 Term*, *supra* note 18, at 362.

(30) *Texas v. Johnson*, 491 U.S. 397, 414 (1989) ; *FCC v. Pacifica Foundation*, 438 U.S. 726, 745 (1978) (opinion of Stevens, J.).

区別する基準を示すことは、生徒の表現の自由を保護するためにも必要とされる可能性があるが、一方で、不快な表現であることを理由にその言論を規制することは許されないという、合衆国憲法修正1条の基本的な原則が、生徒の表現の自由についても同様に及ぶということを本判決が明示した点は評価できるのではないだろうか。

ところで、本稿では、公立学校の生徒の表現の自由について、Tinker 判決以降の主要な連邦最高裁判決と Mahanoy 判決との比較検討を行った。その中でも、特に Mahanoy 判決においては、Alito 裁判官および Thomas 裁判官が「親代わり」の法理を用いて、それぞれ意見を述べた。この「親代わり」の法理については、生徒の表現の自由に関する事例以外にも用いられていることから、同法理については別稿で検討を深めたいと思う。

(31) Erwin Chemerinsky も、表現の自由とは、論争の的となるメッセージや不人気なメッセージを保護することにこそ意味があると指摘している。Erwin Chemerinsky, *supra* note 17, at 24.